

神戸市港湾局では、港湾施設条例を改正し令和4年5月1日から
須磨海岸・兵庫運河にて進入禁止区域を設けました。

令和4年改正時は、違反者へは条例違反に対する

共通の過料規定が適用されましたが、

この度、より安全な海域を維持していくため、さらに条例を改正し、

令和6年4月1日から違反者への罰則規定が設けられます。

改正前) 5万円以下の過料



改正後) 20万円以下の罰金

水上オートバイ・プレジャーボート等
下記の区域へは

進入禁止

令和6年4月1日より違反があった場合、

20万円以下の罰金

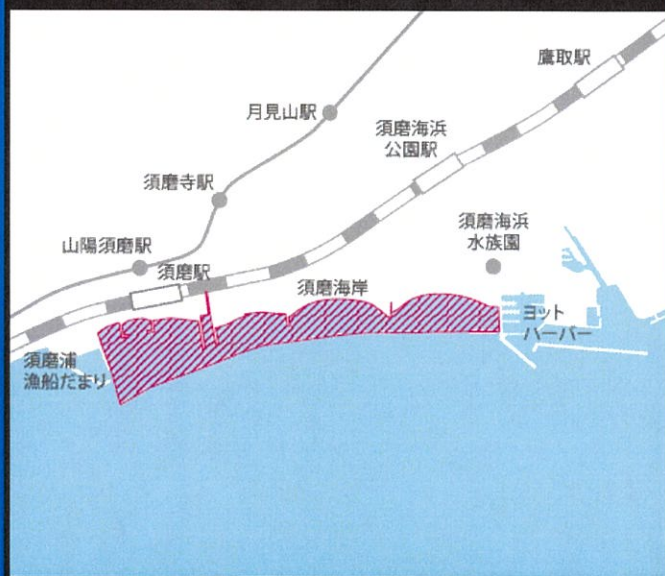
水上オートバイ等の操縦にあたっては
航行ルール・マナーを守り、
引き続き、安全航行をお願いいたします。



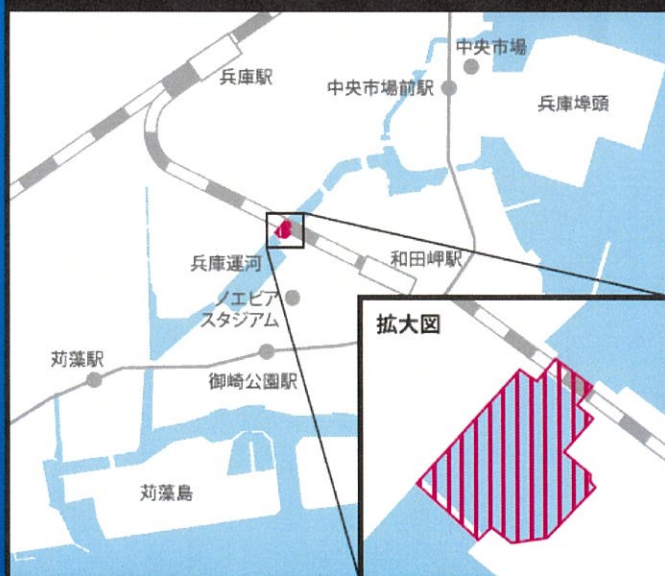
詳細は▲

航行禁止区域

須磨海岸



兵庫運河



(C)PASCO CORPORATION (C)INCREMENT CORPORATION

神戸市
兵庫県警察・神戸海上保安部

KOBE 
UNESCO City of Design